特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	子ども医療費の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

墨田区長

公表日

令和5年6月26日

関連情報

1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務					
事務の概要	墨田区子どもの医療費の助成に関する条例に基づき、子ども医療費助成制度に関する事を行う。 上記法令及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 医療費助成の資格確認(在住要件等) 医療費助成対象児童への医療証の交付 医療費助成の認定及び通知 転出、転入等による世帯情報の変更及び資格喪失等の確認					
システムの名称	1 医療助成システム2 団体内統合宛名システム3 中間サーバー					
2.特定個人情報ファイル	名					

乳幼児医療費助成受給者ファイル、義務教育就学児医療費助成受給者ファイル、高校生等医療費助成受給者ファイル

	3.1	固ノ	人番号	の利	用
--	-----	----	-----	----	---

法令上の根拠

·番号法 第9条第2項

·墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1区長の部22の項及び別表第2区長の部26の項

<選択肢>

·墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1区長の部22の項、第3条 別表第2区長の部の26の項

4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携

実施の有無	[実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	【情報照会】 ·番号法第19条第9項 ·行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づ〈 特定個人情報の提供に関する規則 第3条第1項

5.評価実施機関における担当部署

部署	子ども・子育て支援部子育て支援課
所属長の役職名	子育て支援課長

6.他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6160

8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児童手当・医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6160

しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	15年1月1日 時点			
2.取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		令和	15年1月1日 時点			
3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか						
		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1.提出する特定個人情報	8保護評価書の種類		
-	項目評価書] : 旅機関については、それぞれ	重点項目訊	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じ	た入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3.特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4.特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5.特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワー	-クシステム	な通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供·移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6.情報提供ネットワーク	システムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	1]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7.特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8.監査			
実施の有無	[] 自己点検	[] P	内部監査 [] 外部監査
9.従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更箇	所				
変更日	項目 対象人数 いつの時点の計数	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月5日	か 取扱者数 いつの時点の計数	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
平成30年6月5日	か 対象人数 いつの時点の計数	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
令和1年6月18日	か 取扱者数 いつの時点の計数	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月18日 令和1年6月18日	か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点項目追加	事後	様式変更による
令和1年12月13日	777725	2)発生なし	1)発生あり	事後	特定個人情報に関する重大 事故の発生に伴うものであり、 事前の提出が義務付けられる 「重大な変更」に当たらないた め。
令和1年12月13日	しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義 務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大 事故の発生に伴うものであり、 事前の提出が義務付けられる 「重大な変更」に当たらないた め、
令和1年12月13日	リスク対策 1 提出する特定個人情報保 護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大 事故の発生に伴うものであり、 事前の提出が義務付けられる 「重大な変更」に当たらないた め。
令和1年12月13日	リスク対策 8 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和1年12月13日	8 監査 乳幼児医療費助成受給者ファイル及び義務教		墨田区子どもの医療費の助成に関する条例に 基づき、子ども医療費助成制度に関する事を行 う。上記法令及び行政手続における特定個人を 議別するための晋号の利用等に関する法律 (平成2年法律第27号、以下「番号法」という。) の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で 取り扱う。	事後	
令和1年12月13日	番号法第9条第2項 特定個人情報ファイルを 郵出区行政手続における特定の個人を識別す るための整金の利用等に関する条例 別表第 の22の項及び別表第2の26の項		・番号法 第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を機削 するための番号の利用等に関する条例 第4条 別表第1区長の郡2201頃及び別表第222長の 郡2801項 - 墨田区行政手続における特定の個人を機削 するための番号の利用等に関する条例施行規 則第2条 別表第1区長の郡220項、第3条 別 表第区長の郡の260項	事後	
令和1年12月13日	特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 4の	番号法第19条第8項 番田区行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する条例 別表第1 の22の項及び別表第2の26の項	(情報照会) ・番号法第19条第8項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく特定個人情報の提供に関する規則 第3 条第1項	事後	
令和1年12月13日	特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 8	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番 20号 電話:03-5608-6241	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課児 童手当・医療助成係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番 20号 電話: 03-5608-6160	事後	
令和1年12月13日	リスク対策 6	[]接続しない(提供)	[]接続しない(提供)	事後	
令和2年6月11日	対象人数 いつの時点の計数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年6月11日	か 取扱者数 いつの時点の計数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年6月11日	ル しきい値判断項目 3.重 大事故	1)発生あり	2)発生なし	事後	特定個人情報に関する重大 事故の発生から1年以上が経 過したことに伴うものであり、 事前の提出が義務付けられる 「重大な変更」に当たらないた め
令和2年6月11日	しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義 務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大 事故の発生から1年以上が経 過したことに伴うものであり、 事前の提出が義務付けられる 「重大な変更」に当たらないた め
令和2年6月11日	リスク対策 1 提出する特定個人情報保 護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大 事故の発生から1年以上が経 過したことに伴うものであり、 事前の提出が義務付けられる 「重大な変更」に当たらないた め
令和3年6月10日	対象人数 いつの時点の計数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数 いつの時点の計数 か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和4年6月16日	関連情報 4 情報連携ネットワークシス テムによる情報連携	[情報服会] ・ 信号法 第19条第8項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく特定個人情報の提供に関する規則 第3 条第1項	[情報照会] ・・一語号法 第19条第9号 ・・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第9号に 基づく特定個人情報の提供に関する規則 第3 条第1項	事後	
令和4年6月16日	か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	
令和5年6月26日	関連情報 2 特定個人情報ファイル名	乳幼児医療費助成受給者ファイル、義務教育 就学児医療費助成受給者ファイル	乳幼児医療費助成受給者ファイル、義務教育 就学児医療費助成受給者ファイル、高校生等 医療費助成受給者ファイル	事後	
令和5年6月26日	関連情報 3 個人番号の利用	・番号法 第9条第2項 ・番号法 第9条第2項 ・番田区行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例、第4条 第1項 別表第11及例部第2回及が別表第2 区長の部2601項 ・番田区行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例施行規 別 第2条 別表第1区長の部220項、第3条 別表第区長の部の260項	番号法 第9条第2項 ・番号法 第9条第2項 ・番号法 第9条第2項 ・番目区行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例 第4条 第1項 別表第1項 配表の部2の到度及り別表第2 区長の部260項 ・番田区行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する条例施行規 別 第2条 別表第1区長の部220項、第3条 別表第1区長の部の260項	事後	
令和5年6月26日	対象人数 いつの時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年6月26日	取扱人数 いつの時点の計数	令和4年3月31日時点	令和5年1月1日時点	事後	
	ווי				I